

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金のご案内

子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！



Q1. 申請は必要ですか？

※「プッシュ型」支給とは、対象者からの申請がなくても自治体側が過去の支払実績を基に、積極的に支給決定をおこなう支給方法のことです。

A. 原則「プッシュ型」支給※です。

同封されている案内文をご確認ください。

さつま町

申請書等はコチラ



①給付金に関するご案内を送付します。

②給付金の受取を希望しない場合、受給拒否の届出書を町ホームページからダウンロードして12月10日(金)までに町へご提出ください。

③児童手当で登録された銀行口座等へ振り込みます。(決定通知は、別途お知らせします)

※一部の方については、子育て世帯への臨時特別給付金申請書を提出します。

子育て
世帯

Q2. 私は申請が必要なの？

※②の方は裏面のQ8をご確認のうえ申請してください

A. 以下のいずれかに該当する場合、申請が必要です。

① **今回のお知らせに申請書が同封されている方**

=これまでさつま町が児童手当を支給していない方は、振込口座等を把握していないため
=平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの子どもがさつま町外に住民登録をしているため

② **今回のお知らせが届かなかった方で18歳以下の児童を扶養している方**

=平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの子どもがさつま町外に住民登録をしている保護者や、児童手当を受給している公務員で児童の住所がさつま町外の場合、内容が把握できていないため

Q3. うちの子は、対象になるの？(対象児童)

A. 次のいずれかに該当する児童が対象になります。

①令和3年9月分の児童手当の支給対象となった児童

②令和3年9月30日時点で高校生(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童
(保護者の所得が児童手当の支給対象となる金額と同等未満の場合)

③令和3年10月1日から令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児童

Q4. だれがもらえるの？(支給対象者)

A. 上記Q2に記載されている児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い保護者に支給されます。(児童手当の受給者もしくはそれに準ずる対象者)

Q5. いくらもらえるの？(給付額)

A. 対象児童1人につき、**5万円**です。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

Q6. いつもらえるの？(支給時期)

A. 対象となる方には、12月末から順次支給を開始します。以降、入金の確認ができなかった場合には、お問い合わせください。

※申請が必要な方には、申請順に支給決定を行いますので、ご不明な点は窓口までお問い合わせいただき、できるだけお早めに申請書を提出してください。

Q7. どんなかたちでもらえるの？(支給方法)

A. ①児童手当を受給している受給者・一部の高校生や新生児の保護者



令和3年10月に児童手当を支給した際に振り込まれた口座や別途届け出を行った口座に振り込みます。

A. ②支給申請を行った保護者



子育て世帯への臨時特別給付金申請書で、別途指定した口座に振り込みます。

※指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、子育て世帯への臨時特別給付金が支給されませんので、令和4年3月末までに必ずご対応をお願いします。

Q8. 申請書や振込先変更等の様式は、どこで入手すればいい？

A. 町のホームページに様式を掲載していますので、以下のアドレスからダウンロードしてください。また、下記窓口でも配付しておりますので、ご面倒ですがおたずねください。

役場ホームページ <https://www.satsuma-net.jp/kodomo/r3kyuhukin.html>

<こんなときはどうなるの？>

Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 基本的には、児童手当の振込指定口座もしくは別途指定した口座に振り込まれます。ご不明な点があれば、「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金」は、基準日(令和3年9月30日)時点での住所地市町村(特別区含む)から支給されますので、10月1日以降に転居された方は、引越前の市町村にお問い合わせください。

Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. 令和3年9月分の児童手当の支給を配偶者(DV加害者)が受けている場合についても、さつま町で子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができますので、なるべく早くご相談ください。給付金を支給するために住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

子育て世帯への臨時特別給付金については、他方の配偶者等は支給を受けられません。

お問い合わせは

さつま町役場「子育て世帯への臨時特別給付金」窓口
(本庁 子ども支援課 子育て支援係 5番窓口)

電話 0996(53)1111(内線2144・2145) FAX 0996-52-3514

メール ko-kodomo@satsuma-net.jp

関連ページ <https://www.satsuma-net.jp/kodomo/r3kyuhukin.html>



「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。ご自宅や職場などにさつま町から問い合わせを行うことはありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐにさつま町の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。